

平成23年 6月24日

保護者の皆様へ

鹿嶋市教育委員会 鹿嶋っ子育成課

東日本大震災等による被災児童生徒に対する就学援助事業について

平成23年3月11日発生の東北地方太平洋沖地震、それに伴う余震や津波、ならびに福島県における原子力事故等によって被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。鹿嶋市教育委員会では、今回の東日本大震災等によって、経済的に就学が困難となった児童生徒を支援するために、下記のとおり就学援助事業を実施します。対象になる保護者の皆様は、必要書類をご確認のうえ、学校までご申請ください。

記

○ 対象となる児童生徒

鹿嶋市立小中学校に通っていて、次の(1)から(3)のどれかにあてはまり、経済的に就学が困難となった児童生徒。

- (1) 自宅が「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」との「り災証明書」を、市役所から受け取った。
- (2) 福島第一原子力発電所の事故に関する、「警戒区域（半径20km圏内）」、「計画的避難準備区域」または「緊急時避難準備区域」から避難している。
- (3) その他、教育委員会が特に認める場合。

※ 通常の就学援助（要保護援助・準要保護援助）との二重支給はしません。

今回の申請については、通常の就学援助に申請していない方を対象といたします。

○ 申請に必要な書類

次の書類などを、お子様に通っている学校へ提出してください。

「世帯票」、「委任状」様式は、学校にあります。申請するとのお話をいただく際に、あわせてお問い合わせください。

加えて、家が「全壊」「大規模半壊」「半壊」になったご家庭は、その損壊程度が書かれた「り災証明書」の写しをご提出ください。

原発関連で避難をされているご家庭は、避難前の住所を学校にお伝えください。

- その他、ご不明な点等については、学校や、教育委員会（鹿嶋っ子育成課）までお問い合わせください。